



宮 崎 県 公 報

平成29年 5 月18日 (木曜日) 第 2895 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1

頁

○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1

公 告

- 調理師試験の実施…………… (衛生管理課) 2
- 土地改良区の定款変更の認可 (3 件) …… (農村整備課) 2

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2

告 示

宮崎県告示第 329号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年 5 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
もちなが歯科医院	都城市早水町4503番地1	平成29年 5 月 1 日
有限会社リブ薬局	都城市安久町56番地1	平成29年 5 月 1 日

宮崎県告示第 330号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成29年 5 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4550300315	W a	延岡市出北 4 丁目 2438 番地 1	株式会社 W a	延岡市出北 4 丁目 2438 番地 1	平成29年 5 月 1 日	児童発達支援、放課後等デイサービス
4550200416	放課後等デイサービス事業所ゆいまーる	都城市志比田町49 88 番地11	社会福祉法人希親会	都城市志比田町49 88 番地10	平成29年 5 月 8 日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 331号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成29年 5 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町坪谷字大内 1988- 3

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 332号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 5 月18日から平成29年 6 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 5 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
357	県道	田の平 綾線	東諸県郡綾 町大字南保 字梅ヶ野53	旧	4.5~ 11.3	511.25
			53番 126地 先から同郡 同町同大字 字二反野52 97番 1地先 まで	新	8.8~ 21.9	511.25

公 告

調理師法 (昭和33年法律第 147号) 第 3 条の 2 第 1 項の規定により、平成29年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成29年 5 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 試験の期日

平成29年10月14日 (土曜日)

2 試験の場所

J A ・ A Z Mホール (宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1)

3 試験時間及び試験科目

時間	午後 1 時30分から午後 3 時30分まで
科目	公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

4 受験願書の受付期間

平成29年 5 月22日 (月曜日) から 6 月16日 (金曜日) まで (土曜日及び日曜日を除き、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで)

5 受験願書の提出先

住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。

6 受験手数料

6,100円 (宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 試験事務の委任

調理師法第 3 条の 2 第 2 項の規定により、調理師試験の実施に関する事務の一部を指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに委任する。

8 合格発表

平成29年11月30日 (木曜日) とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。

9 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課 (電話0985-26-7076) に問い合わせること。

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、沖水川筋土地改良区 (都城市) から平成29年 3 月31日付けで申請

のあった定款の変更を認可した。

平成29年 5 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、都城盆地土地改良区 (都城市) から平成29年 4 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年 5 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、岩戸原土地改良区 (木城町) から平成29年 4 月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年 5 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第15号

警備業法 (昭和47年法律第 117号。以下「法」という。) 第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成29年 5 月18日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	2号警備業務	平成29年 8 月18日 (金) から 8 月25日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。)	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。) 又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 58年国家公安委員会規則第 2 号) 第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「講習修了証明書」という。) を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る法第 23条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者

(3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
2号警備業務	平成29年7月3日（月）から7月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--